平成２４年（フ）第１２２６号
横浜市中区根岸町３丁目127番地　ダイアパレス根岸第２・208号室
債務者　三橋富美子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２６０号
神奈川県大和市福田2059番地３　Ｔｒｉｏｎｉ102号
債務者　内藤　正美
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３３７号
横浜市戸塚区名瀬町2454番地１
債務者　近藤　智美
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９９号
北海道雨竜郡妹背牛町字チクシベツ1206番地
債務者　米津　悠矢
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０８号
北海道旭川市高砂台２丁目２番２号　旭川第５神居コーポ311号
債務者　齋田眞美子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５９号
北海道旭川市旭岡２丁目11番地の21
債務者　藤原　俊一
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６０号
北海道旭川市旭岡２丁目11番地の21
債務者　藤原　輝子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６２号
北海道旭川市大町１条５丁目14番地の194
債務者　舟根　慎悟
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９２号
北海道旭川市末広３条３丁目５番15号　青梅ハイツ３号室
債務者　前田　真紀
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１６号
北海道旭川市曙３条７丁目２番19号　エーコー曙307号
債務者　藤田　直廣
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１８号
北海道旭川市東光11条５丁目５番２号
債務者　森本　　好
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２１号
北海道旭川市東光６条５丁目４番18号
債務者　中村　匡奉
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３７号
北海道深川市７条８番９号
債務者　佐々木美芳子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４０号
北海道旭川市宮下通19丁目1442番地の３　コーポまえかわＡ棟203号
債務者　牧野ゆかり
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７５８号
大阪市浪速区下寺１丁目１番32―903号
債務者　寺下洋次郎
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部